

北九州エコプレミアム産業創造事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、市内の産業・技術分野の取り組みや成果の中からエコプレミアムを選定し、エコプレミアムの拡大、質の向上を図る取り組みを行うことにより、市内産業界全体の環境配慮活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコプレミアム 環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた商品や技術、産業活動。
- (2) エコプロダクツ 製品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が、他の同様の製品と比較して相対的に少ない製品。但し、製造、補修に関する技術、工法、システムを含む。
- (3) エコサービス 新規性または独自性のあるビジネスモデルを持ち、かつ当該サービスを利用することにより、環境への負荷を低減するサービス。

(募集対象)

第3条 募集対象は、既に市場に提供されている、あるいは近く提供する予定のエコプロダクツ、エコサービスとする。

(応募者の要件)

第4条 応募者は次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 第3条において募集するエコプレミアムを製造または提供する市内事業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(応募方法)

第5条 応募者は、募集案内を確認の上、応募用紙に必要事項を記入し、受付期間内に事務局に応募用紙及び必要な添付書類を提出すること。

(選定方法)

第6条 エコプレミアムの選定は、選定検討会の意見を聞いて行う。また、必要に応じて応募者に応募内容の説明を求める。

(選定結果の通知)

第7条 選定結果は、すみやかに応募者に通知する。

(支援事項)

第8条 市及び共催団体は、エコプレミアムに選定された製品、サービス(以下、選定製品等)の普及啓発に努める。

(被選定事業者の責務)

第9条 選定製品等を製造または提供する事業者(以下、「被選定事業者」という)は、選定製品等に関して、消費者との間で問題が発生した場合、自らの責任において処理するものとする。市及び共催団体は責任を負わない。

(選定の取り消し)

第10条 市は、次のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

- (1) 応募内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 消費者との間で著しい問題が発生したとき。
- (3) 本事業の目的に反することがあったとき。
- (4) 県警察からの通報もしくは県警察への照会等により、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

2 前項の規定による選定の取り消しにより損失が生じた場合、被選定事業者がその責めを負うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年3月28日から施行する。